

【感染症一覧】

A.以下の感染症で登園する時は「登園許可証」が必要です。

医師に記載していただってください。その際、有料となることがあります。

疾患名	登園停止期間の基準 ※以下の基準に基づき主治医が判断する
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過していること
風しん	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが瘡蓋（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜炎(プール熱)	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎（はやり目）	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	特有な咳が消失していること又は適正な抗菌性部室製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌 感染症 (O157、O26、O111 等)	医師により感染の恐れがないと認められていること ※ 無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から金が検出されなければ登所・登園可能である。
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	医師により感染の恐れがないと認められていること
その他感染症疾患（ ※医師の意見を聞き集団発症や流行を防ぐ必要があると診断した感染症	）

B.以下の感染症で登園する時は、必ず受診し、医師の指示に従い「登園届」を保護者の方が記入し提出をお願いします。

疾患名	登園のめやす
インフルエンザ（A・B）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで ※日数の数え方：発症した日を0日、解熱した日を0日を数える ----- ◎発症した日 月 日 ◎解熱した日 月 日
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹しん	すべての発しんが瘡蓋（かさぶた）化していること
突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
その他、適切な対応が必要な感染性疾患 ※医師の意見を聞き集団発症や流行を防ぐ必要があると判断した感染症	